

2019年6月

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。これに伴い、【社労士V2019年受験 横断・縦断超整理本】の記述を下記のように改めてください。

社労士V2019年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	訂正前	訂正後
P15 職業安定法の条文 5行目	・・・調整に果たすべき役割に <u>か</u> <u>んがみ</u>	・・・調整に果たすべき役割に <u>鑑み</u>
P53 ◆その他のスライド表下 補足		毎月勤労統計の再調査により、平成31年3月18日に見直しがあった。
P54 全文差し替え	<p>オ 平成30年度の改定率の改定</p> <p>平成30年度の改定の基礎となる物価変動率は0.5% (1.005)、名目手取り賃金変動率は▲0.4% (0.996) となった。また、調整率は▲0.3% (0.997) となった。</p> <p>物価変動率が・・・例外規定で定められているが、平成30年度は、この要件に該当し、新規裁定者・既裁定者ともに、改定率が「0.998」とされた。調整期間における改定率の改定の基準は、本来は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、上記により、平成30年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドは行われなかった。なお、未調整分は、翌年度以降に繰り越されることになる。</p>	<p>オ 平成31年度の改定率の改定</p> <p>平成31年度の改定の基礎となる物価変動率は1.0% (1.010)、名目手取り賃金変動率は0.6% (1.006) となった。また、調整率は▲0.2% (0.998) となった。さらに、前年度から繰り越されたマクロ経済スライドの未調整分（キャリーオーバー分）があり、その分である特別調整率が▲0.3% (0.997) であった。</p> <p>物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき（物価変動率又は名目手取り賃金変動率が1を下回るときを除く。）は、新規裁定者・既裁定者のいずれも「名目手取り賃金変動率 (1.006) ×調整率 (0.998) ×前年度の特別調整率 (0.997) ≒1.001」とされた。このように、改定の基準が「1.001」とされたことから、平成31年度の改定率は、新規裁定者・既裁定者ともに、「0.999」とされた。調整期間における改定率の改定の基準は、本来は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、上記により、平成31年度の年金額</p>

		改定においては、例外規定が適用された。
--	--	---------------------

・P76 ◆保険者算定の表に追加をしてください。

<p>年間平均による随時改定 （右記②の差が、業務の性質上例年発生することが見込まれること、事業主が申し立てること、被保険者の同意も要件である）</p>	<p>①現在の標準報酬月額と通常の随時改定による標準報酬月額（昇給（降給）月以後の継続した3か月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額）との間に2等級以上の差があり</p> <p>②また、次の①と②との間に2等級以上の差があり （イ）通常の随時改定による標準報酬月額 （ロ）昇給（降給）月以後の継続した3か月の間に受けた固定的賃金の月平均額に、昇給（降給）月前の継続した9か月及び昇給（降給）月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的賃金の月平均額を加えた額から算出した標準報酬月額（年間平均額から算出した標準報酬月額）</p> <p>③現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差があること</p>
--	--

・P83 ③ 国年法の図表を差し替えてください。

種類	額（平成31年）	額（令和2年）
月額保険料	16,410円（17,000円×0.965）	16,540円（17,000円×0.973）
付加保険料	400円	

社労士V2019年受験 横断・縦断超整理本 第1章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P84 ◆付加保険料のまとめ 表内追加		⑤産前産後期間の保険料の免除の規定により、保険料の納付を免除されている期間について、付加保険料を納付することができる。
P85 ⑤ 徴収法	雇用保険率（平成 <u>30</u> 年度）	雇用保険率（平成 <u>31</u> 年度）
P91 記憶ポイントの上	なお、平成 <u>30</u> 年中について…	なお、平成 <u>31</u> 年中について…

社労士V2019年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P138 食事療養標準負担額の表、負担額の3行目（入院日数90日以下）	1食 <u>260</u> 円	1食 <u>210</u> 円
P217 下から4行目	被用者年金各法の老齢又は退職・・・	老齢厚生年金又は退職共済年金 その他の老齢又は退職・・・
P243 ①60歳台前半の在職老齢年金 表下	(平成 <u>30</u> 年度)	(平成 31年度)
	<u>46</u> 万円	<u>47</u> 万円
P243 ②60歳台後半の在職老齢年金 表下	(平成 <u>30</u> 年度)	(平成 <u>31</u> 年度)
	<u>46</u> 万円	<u>47</u> 万円
P248 脱退一時金の額差し替え	「基準月」が平成 <u>30</u> 年度にある場合) <u>49,020</u> 円 <u>98,040</u> 円 <u>147,060</u> 円 <u>196,080</u> 円 <u>245,100</u> 円 <u>294,120</u> 円	「基準月」が平成 <u>31</u> 年度にある場合) <u>49,230</u> 円 <u>98,460</u> 円 <u>147,690</u> 円 <u>196,920</u> 円 <u>246,150</u> 円 <u>295,380</u> 円
P253 表の下に追加		加入員や受給者の利便性の向上や事業運営基盤の安定等を図るため、平成31年4月1日、全国47都道府県の地域型国民年金基金と、22の職能型国民年金基金が合併され、全国国民年金基金が発足した。なお、歯科医師国民年金基金、司法書士国民年金基金及び日本弁護士国民年金基金は、全国国民年金基金とは合併せず、各職能型国民年金として事業運営を継続している。
P255 支給額	(常時介護) <u>105,290</u> 円 <u>57,190</u> 円 (随時介護) <u>52,650</u> 円 <u>28,600</u> 円	(常時介護) <u>165,150</u> 円 <u>70,790</u> 円 (随時介護) <u>82,580</u> 円 <u>35,400</u> 円

・P272 ◎上限額の表を差し替えてください。

離職日における年齢区分	賃金日額	基本手当の日額
30歳未満	13,510円	6,755円
30歳以上 45歳未満	15,010円	7,505円
45歳以上 60歳未満	16,520円	8,260円
60歳以上 65歳未満	15,750円	7,087円

社労士V2019年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P281 11行目	( <u>13,500</u> 円)	( <u>13,510</u> 円)
P288 支給額の左側 1行目	(イ) + (ロ)	削除
P288 支給額の右側 2か所	120万円 (注1)	120万円 (「長期専門実践教育訓練」(*)の場合は <u>160万円</u> (注1))
P288 支給額の右側 2か所	168万円 (注2)	168万円 (「長期専門実践教育訓練」(*)の場合は <u>224万円</u> (注2))
P288 支給額の右側 (注1) 全文差し替え		(*) 専門実践教育訓練のうち管理栄養士養成施設により行われる教育訓練その他の法令の規定により4年の修業年限が規定されている教育訓練を受講している者であって、一定の要件に該当するもの (注1) 連続した2支給単位期間ごとに支給する額は、40万円を限度とし、一の支給限度期間(10年間)ごとに支給する額は、168万円 (「長期専門実践教育訓練」の場合は <u>224万円</u> ) を限度とする。
P289 支給額の右側 (注2) 全文差し替え		(注2) 連続した2支給単位期間ごとに支給する額は、56万円を限度とし、一の支給限度期間(10年間)ごとに支給する額は、168万円 (「長期専門実践教育訓練」の場合は <u>224万円</u> ) を限度とする。
P293 各支給要件 2か所	<u>359,899</u> 円 (支給限度額)	<u>360,169</u> 円 (支給限度額)
P306 10行目	<u>359,899</u> 円	<u>360,169</u> 円

社労士 2019 年受験 横断・縦断超整理本 第 3 章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P 329 フレックスタイム制		欄外①参照
P 329 表の下	(注 1) 清算期間が 1 か月を超える場合は届出が必要。	(注 1) 清算期間が 1 か月を超える場合は <u>有効期間の定め</u> 、届出が必要。
P 337 典型出題	[問 1]一括有期事業開始届は…	削除
P 338 解答	[問 1]	削除
P 339 届出書の 3 番目	一括有期事業開始届の行	削除
P 348 7 行目	のとする。	のとする。 <u>ただし、被保険者が、同一の適用事業所に引き続き使用されることにより「70 歳以上の使用される者の要件」に該当するに至ったときであって、当該者の標準報酬月額に相当する額が 70 歳以上の使用される者の要件に該当するに至った日の前日における標準報酬月額と同額である場合は、「厚生年金保険被保険者資格喪失届・70 歳以上被用者該当届」の提出を省略できる。</u>
P 353 「被保険者の届出」の最下行に追加		欄外②参照

欄外①

フレックスタイム制	<u>(注 1)</u>	不要 (注1)
-----------	--------------	---------

欄外②

法定免除該当・不該当届	14 日以内	市町村長	—	—
-------------	--------	------	---	---